

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成三十年六月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査機関の名称		広島中央農業協同組合	
変更の内容		抹消	
氏名	佐伯 健治	久保 裕生	
住所	東広島市八本松飯田六丁目七番三三二号	東広島市三永一丁目一〇番三二―C二〇二号	
農産物検査を行う農産物の種類	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	
変更年月日	平成三〇年五月一日	七日	